
No. 167 (2021/4)

Google LLC v. Oracle America, Inc. 連邦最高裁判決

－ Google による Java API の複製はフェアユースに該当、下級審に差戻し －

調査研究部

目 次

1	はじめに.....	1
2	連邦最高裁判所判決の概要.....	1
	(1) 著作権侵害について.....	1
	(2) フェアユースの成否について.....	1
3	反対意見.....	3
4	今後の課題.....	3

1 はじめに

米国連邦最高裁判所は 2021 年 4 月 5 日、Oracle America Inc. (以下「Oracle」という。) が提供する Java SE (Java Platform, Standard Edition) の API として使用される "declaring code" (以下「本件コード」という。) を Google LLC (以下「Google」という。) が許諾なく複製したとして著作権侵害が争われていた事件で、Google による本件コードの複製行為は米国著作権法第 107 条に規定される「フェアユース」に該当すると判断、本件コードの著作物性を認めた上で Google によるその複製行為がフェアユースに該当しないとして著作権侵害を認定した米国連邦控訴裁判所の判決のうち「フェアユース」に関する判断部分を破棄し、下級審に差し戻す判決を行った。

以下、本号では、判決の概要のみ、主に判決要旨 (Syllabus) の記載に基づき、速報することとしたい。

なお、本件事件が連邦最高裁判所に至るまでの連邦地方裁判所及び連邦控訴裁判所における各裁判所の判断や経緯については、SLN 第 138 号及び第 165 号を参照されたい。

2 連邦最高裁判所判決の概要

(1) 本件コードの著作物性について

(2) フェアユースの成否について

ア 著作物の性質 (フェアユースの第 2 要素)

イ 使用の目的及び性質 (フェアユースの第 1 要素)

ウ 著作物全体との関連で使用された量及び実質性 (フェアユースの第 3 要素)

エ 使用が著作物の潜在的市場又は価値に与えた影響 (フェアユースの第 4 要素)

3 反対意見

4 今後の課題

全 4 ページ。サンプルにつき、以下省略。